

平成 28 年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 151 号  
「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」 . . . . . 1

◎ 所管事項説明

- 1 第12次鳥獣保護管理事業計画等の策定について . . . . . 2  
2 「三重の森林づくり基本計画」の見直しについて . . . . . 4  
3 「三重県林業人材育成方針（仮称）」の策定について . . . . . 5  
4 「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」の策定について . . . 7  
5 海女漁業の振興について . . . . . 9  
6 各種審議会等の審議状況の報告について . . . . . 11

## (議案補充説明)

### 1 議案第151号「三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案」

#### 1 改正理由

農地法に基づく農地転用許可等について、農地法の一部改正により、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）が、都道府県に代わり農地転用許可等を行うことができるようになりました。津市、松阪市など12市町の指定（平成28年6月1日付）につづいて、明和町、玉城町の2町が指定（平成28年10月1日付）されました。

これに伴い、「三重県の事務処理の特例に関する条例」において移譲していた事務についても指定市町村の事務となることから、「三重県の事務処理の特例に関する条例」を改正します。

#### 2 条例改正の概要

農地法に基づく農地転用の許可等の事務を処理することとする市町から、平成28年10月1日付けで農地法第4条第1項に規定する指定市町村となった明和町及び玉城町を削除します。

#### 3 施行期日

公布の日

※ 平成27年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第5次地方分権一括法）により、改正農地法（昭和27年法律第229号）が平成28年4月1日から施行されました。

※ 農地転用許可権限等を行使したい市町は、農林水産大臣に申請を行い、農地転用許可制度等を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの基準を満たす場合には、指定を受けることができます。

## (1) 第12次鳥獣保護管理事業計画等の策定について

### 1 現状（背景、課題）

野生鳥獣の保護管理等については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣法」という。）に基づき策定した「第11次鳥獣保護管理事業計画」（計画期間：平成24年度～平成28年度）により、鳥獣保護区の指定や捕獲基準の設定等を行うなど、地域と連携した取組を進めてきました。

野生鳥獣の中でも、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、その生息数が著しく増加し、被害が大きいことから、第11次鳥獣保護管理事業計画に基づき第二種特定鳥獣管理計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）を策定し、捕獲等の促進により、生息数の管理を進めてきたところです。

これら計画については、計画期間が平成28年度末までとなっていることから、現在、次期計画の策定を進めているところです。

### 2 次期計画の主な内容

#### (1) 第12次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：平成29年度～平成33年度）

引き続き、鳥獣保護区の指定や捕獲基準の設定等により、野生鳥獣の適切な保護管理に取り組みます。

また、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成28年10月告示）で新たに示された「農林業被害の防止目的で農林業者が自らの事業地内において、アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を小型の箱ワナなどで捕獲する場合にあっては捕獲許可要件が緩和されること」などを盛り込むこととしています。

#### (2) 第二種特定鳥獣管理計画（計画期間：平成29年度～平成33年度）

##### ①ニホンジカ（第4期計画）

平成14年の第1期計画の策定以降、メスジカの捕獲禁止の解除、捕獲頭数の制限緩和や狩猟期間の延長等により、個体数の管理を行ってきました。その結果、平成27年度の捕獲頭数は過去最高の約2万3千頭となり、農林業被害も平成23年度をピークに減少してきていますが、生息密度の大幅な低下には至っておらず、依然として深刻な状況が続いています。

このため、次期計画には、国が平成25年度に示したニホンジカの生息数を平成35年度までに半減させる方針などを踏まえながら、本県でも生息数を半減させることを管理目標（平成24年度65,590頭⇒平成35年度32,500頭）として、引き続き捕獲等の強化により生息数管理に取り組むことを盛り込みたいと考えています。

##### ②イノシシ（第3期計画）

平成22年度に第1期計画を策定し、狩猟期間の延長等によって、農林業被害額の軽減に取り組んできた結果、被害額は平成22年度をピークに減少傾向にあるものの、依然として深刻な状況が続いています。

このため、次期計画には、被害額を平成12年度以降で最も低い約7千6百万円（平成18年度）にまで低減させることを目標として、引き続き、集中的な捕獲強化と侵入防止柵等の被害対策に取り組むことを盛り込みたいと考えています。

### ③ニホンザル（第2期計画）

平成26年度に策定した第1期計画では、農作物被害金額を約8千7百万円（平成24年度の70%）以下に減少させることを目標に、地域ぐるみでの追い払いや侵入防止柵の整備、捕獲の推進などに取り組んできました。その結果、全体の農作物被害金額については目標を達成しましたが、依然として、多くの加害群が存在し、深刻な状況となっています。

このため、次期計画には、平成26年度に国が示したニホンザルの加害群を平成35年度までに半減させる方針などを踏まえながら、本県でも平成33年度末までに加害群を半減させることを目標として、群れごとの管理方策を定める市町の地域実施計画の策定を推進し、全頭捕獲や部分捕獲など加害レベルに応じた群れ単位での管理を進めることを盛り込みたいと考えています。

※加害群とは、国方針の加害レベル4及び5の群れであり、耕作地周辺に常時出没し被害を及ぼす群れのことを指します。

## 3 今後の取組

次期計画については、今後、計画案に対する市町からの意見聴取やパブリックコメントなどを実施するとともに、鳥獣法の規定に基づいて、公聴会や自然環境保全審議会（鳥獣部会）等から意見を聴き、今年度中に策定します。

### （スケジュール）

平成28年12月下旬	計画案の市町への説明
平成29年1月上旬	パブリックコメントの実施
2月中旬	公聴会の開催
3月上旬	県議会への最終案の説明
中旬	審議会の開催
下旬	次期計画の策定

## (2)「三重の森林づくり基本計画」の見直しについて

森林・林業を取り巻く社会情勢の変化や国の政策動向、現行計画の関連施策等の実施状況を踏まえ、「三重の森林づくり条例（平成17年10月制定・施行）」に基づく基本計画について、平成29年度中に見直しに向けた作業を進めています。

### 1 新たな基本計画について

「三重の森林づくり条例」では、森林づくりに関する施策を進めるうえで基本理念として下記の4つを規定しており、改定する計画においても基本指針の項目については、条例で規定された基本理念の4本柱を引き継ぐものとします。

- 基本方針Ⅰ 森林の多面的機能の発揮
- 基本方針Ⅱ 林業の持続的発展
- 基本方針Ⅲ 森林文化及び森林環境教育の振興
- 基本方針Ⅳ 森林づくりへの県民参画の推進

計画に記載する基本施策及び具体的な施策の内容については、見直しにあたってのポイント（別添1）に示すとおり、国の新たな森林・林業基本計画の策定、合板用材や木質バイオマス用材の需要の増大、次代の森林・林業を担う人材育成の機運の高まり等、森林・林業を取り巻く社会情勢が変化していることを踏まえ、以下のような視点に基づき、具体的な見直しを検討していきます。

- ①森林の多面的機能を高度に発揮する森林づくりの推進
- ②林業・木材産業の成長産業化
- ③森林・林業を支える社会づくり

### 2 今後の対応

今後、本委員会における議論や、各地域での県民、関係事業者等との意見交換会、三重県森林審議会においていただいた意見等を踏まえ、施策の具体的な内容を検討していきます。

### 3 基本計画の見直しスケジュール

「三重県林業人材育成方針（仮称）」の策定作業とも整合を図りつつ、平成29年度中に基本計画を見直したいと考えています。

- ・平成28年12月 三重県森林審議会に諮問
- ・平成29年1月 各地域での県民、関係事業者等との意見交換会
- ・平成29年3月 常任委員会及び三重県森林審議会でも中間案を説明
- ・平成29年3月下旬～4月下旬 パブリックコメントによる意見募集
- ・平成29年6月 環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明
- ・平成29年8月 三重県森林審議会に最終案を説明、答申
- ・平成29年9月 議案提出

### (3)「三重県林業人材育成方針（仮称）」の策定について

#### 1 林業の人材育成について

次代の林業を担う幅広い知識と長期的な視点を持った人材が求められている中、県では、50年先を見通した「森林・林業のあるべき姿」を明確にしたうえで、将来の林業や地域を担う人材像や人材の育成方法等を示した「三重県林業人材育成方針（仮称）」の策定を進めています。

#### 2 「三重県林業人材育成方針（仮称）」の検討状況

##### (1)「森林・林業のあるべき姿」の検討

人材育成方針の策定にあたって、次代を担う林業経営者や現場で働く若者との意見交換会を開催するとともに、県内9地区において、林業・木材産業関係者や市町等との検討会を開催し、森林・林業のあるべき姿について、多くの意見をいただきました。

また、本年6月に立ち上げた有識者による検討委員会では、長期的な視野に立った森林・林業の将来像について議論を重ね、

- ・森林のあるべき姿として、「様々な種類や林齢の樹木で構成され、資源の活用と公益的機能が調和した森林が、県民全体の支えにより適正に管理されている姿」
- ・林業のあるべき姿として、「林業や木材産業の関係者等が連携しながら、林業を地域の特色を生かしたビジネスとして展開することで、中山間地域の主要な産業として確立している姿」

などを、「森林・林業のあるべき姿（案）」としてまとめたところです。

##### (2) 林業人材育成の検討

現在、検討委員会では、「森林・林業のあるべき姿」を実現するために必要な人材像をはじめ、その育成体制について検討を行っており、「目指す人材像」について、

- ① 将来にわたり森林の価値を高めることができる人材
- ② 戦略的な林業経営が実践できる人材
- ③ 林業に高い使命感を持ち、広い社会性を備え、意欲的に行動できる人材とする方向で議論を進めているところです。

#### 3 「三重県林業人材育成方針（仮称）」の構成（別添2-1）

「三重県林業人材育成方針（仮称）」では、三重県の森林・林業の現状や特徴を整理し、「森林・林業のあるべき姿」と、それを実現するための「目指す人材像」を示したうえで、大きく5つの視点として、

- ① 就業者や未就業者など、育成を行う対象者
  - ② 技術者（プレーヤー）や現場管理者（マネージャー）、経営者（ディレクター）など、担い手の役割区分に応じた育成方法
  - ③ 国や民間事業者による既存の人材育成事業との役割分担
  - ④ 産学官の協力・連携体制の整備
  - ⑤ 林業大学校を含む新たな人材育成体制のあり方（別添2-2）
- など、林業人材育成に関する基本的な考え方を盛り込むこととしています。

#### 4 今後の対応

今後は、検討委員会で更に議論を深めるとともに、検討委員会での議論の結果などを森林・林業関係者に丁寧に説明し、意見交換を行いながら本年度末までに「三重県林業人材育成方針（仮称）」を策定してまいります。

##### <今後のスケジュール>

平成 29 年 1 月 第 7 回検討会

「三重県林業人材育成方針（仮称）」中間案の検討

平成 29 年 1 月～2 月

地域の森林・林業関係者等に中間案に対する意見交換

平成 29 年 2 月 第 8 回検討会

「三重県林業人材育成方針（仮称）」最終案の検討

平成 29 年 3 月

環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明

平成 29 年 3 月

「三重県林業人材育成方針（仮称）」策定

## (4)「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」の策定について

### 1 ステップアッププログラムの策定

伊勢志摩国立公園地域協議会では、12月20日に開催する第3回地域協議会において、伊勢志摩国立公園を世界水準のナショナルパークとしていくための、平成32年度までの取組を示す「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を策定することとしています。

### 2 ステップアッププログラム（案）の概要（別添3）

#### (1) コンセプト・基本方針・数値目標

- ・コンセプト：悠久の歴史を刻む伊勢神宮、人々の営みと自然が織りなす里山里海
- ・基本方針：伊勢志摩地域の人々が、国立公園内に住むことに意義と誇りを持ち、自発的に魅力ある国立公園づくりを推進していく
- ・数値目標：外国人観光客利用者数 33,000人（平成27年度）  
⇒100,000人（平成32年度）

#### (2) 取組方針

ステップアッププログラムの案では、インバウンドの拡大に向けて、以下を主要な取組方針としています。

##### ①ビューポイント・アクセス道路の環境整備

二見浦や答志島、横山園地、登茂山園地、鶺倉園地などのビューポイントにおいて、外国人観光客をはじめ訪れる全ての人が国立公園の施設を快適に利用できるよう、歩道の整備や施設のバリアフリー化を進めます。

また、移動時においても景観を楽しんでいただけるよう、国立公園区域外を含め、駅や港などの主要交通拠点とビューポイントを結ぶルートアクセス道路として設定し、眺望をさえぎる樹木の伐採、広告物などの撤去等の対策を推進します。

##### ②多様なサービスの提供

リアス海岸や伊勢神宮の宮域林、海女小屋に代表される、伊勢志摩国立公園の自然や歴史、文化、食などの多様な地域資源を活用した魅力的で質の高いエコツアープログラムの開発や、国立公園内の観光資源をバスや船等の様々な移動手段を使って周遊するツアーの開発などを、伊勢志摩観光コンベンション機構や民間団体等の協力を得ながら進め、国立公園利用者へのサービス向上を図ります。



### ③まちなみ等の景観改善

自然景観やまちなみ景観等の改善に向けて、景観計画等の策定や必要な対策を市町と連携して進めます。また、優れた景観を後世に引き継いでいくため、地元住民によるナショナルトラストなど貴重な自然環境の保全に向けた取組を進めていきます。

### ④インバウンド対応のための施設整備

外国人観光客が国立公園の施設を快適に利用できるよう、ビューポイントを中心に、案内板や標識等の多言語化を進めるとともに、Wi-Fi無料アクセスポイントの設置など、通信環境の整備を促進します。

### ⑤国立公園への誘導・プロモーション

外国人記者を対象としたファムトリップの活用やMICEの誘致、国別にターゲットを絞ったプロモーションビデオの制作など、効果的・効率的な情報発信を行います。

### ⑥人材育成

伊勢志摩地域の皆さんが、国立公園に住んでいることに意義と誇りを持ち、将来にわたって地域資源の保全と活用の担い手となるように、地域住民のナショナルパーク化に向けた機運を醸成するセミナーやエコツアー活動団体の連携を推進するワークショップの開催、インバウンドへの対応を強化する研修会の開催等に取り組みます。

## 3 今後の対応

今後は、「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を県民の皆さんに広く周知するとともに、地元活動団体や企業等と一体となって、ステップアッププログラムを着実に実行し、世界水準のナショナルパークの実現につなげてまいります。

## (5) 海女漁業の振興について

### 1 現状

海女漁業については、伊勢志摩サミットのG7配偶者プログラムや海外記者向けプレスツアー等において、世界中にその魅力や資源管理の取組が発信されました。また、近年、新鮮な漁獲物を海女の手により観光客に提供する「海女小屋体験」が人気を集めており、観光振興を通じた地域の活性化を図るうえでも、重要な位置づけとなっています。

しかしながら、平成26年における本県の海女の人数は761人と、平成22年の調査から212人も減少しています。また、60歳以上の割合が74%となるなど、他の漁業と同様、高齢化や後継者不足の状況にあり、海女漁業の振興が急務となっています。

### 2 取組の概要と進捗状況

#### (1) 海女漁獲資源の増大対策

海女の重要な漁獲資源であるアワビについて、高い放流効果が期待できるメガイアワビの大型種苗（5センチサイズ）の生産体制の構築を進めてきたところ、平成28年度から、（公財）三重県水産振興事業団が年間7千個を目標とする生産を開始しました。

また、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」を海女に配付し、アワビ種苗の効果的な放流方法の普及に努めています。

さらに、アワビとともに重要な漁獲資源である赤ナマコについても、その量産技術の確立に努めており、平成28年度は6月に放流サイズ（7ミリ）に達した9千個を放流するとともに、放流サイズに満たない種苗についても冬場の放流に向け中間育成を継続しているところです。

#### (2) 海女漁獲物の販売促進

鳥羽志摩の海女による漁獲物の商品に付ける「海女もん」の商標を平成26年に登録し、鳥羽マルシェ等で販売しているほか、平成27年11月に池袋サンシャインシティで開催された農林水産祭「第54回実りのフェスティバル」（来場者5万1千人）において、ワカメ、ヒジキ等の「海女もん」商品を販売し、PRを図ってきたところです。また、今年7月には、海の博物館において、一般消費者を対象とする海女の料理教室を開催したところ、県内から32名の消費者の皆さんが参加され、調理方法の習得はもとより、現役海女から聞く海女漁のやりがいや苦労話などが好評を博しました。

#### (3) 海女漁業の魅力発信を通じた地域振興

平成28年11月、志摩市で開催された「海女サミット」には、全国各地の海女や韓国釜山・済州島の海女、研究者らが参加し、資源回復や後継者不足などの課題について意見交換を行い、最終日には、今後とも、自然環境を守りながら、資源の増殖を図ることを誓う「海女サミット宣言」が採択されました。

また、海女漁業は、将来に受け継がれるべき伝統的な漁業であり、海女による6次産業化や情報発信など、漁村の活性化に向けた様々な取組が進められています。こうした地域の盛り上がりを受け、本年9月末、海女振興協議会が真珠振興協議会と共同で「日本農業遺産」<sup>\*</sup>への登録申請を行いました。3月には、認定結果が発表される予定であ

り、認定の場合には、日本農業遺産で向上する知名度なども生かしながら、集客・交流の拡大など地域振興につなげていくこととしています。

※日本農業遺産とは、多様な伝統的農林水産業が営まれている地域の価値を農林水産大臣が評価・認定し、認知度を高めることで、地域の活性化につなげる制度です。

### 3 今後の取組方針

今後とも、伝統ある海女漁業を将来に継承していけるよう、海女の収入向上に向け、海女や漁協、市町等関係者と連携しながら、伊勢志摩サミットの開催により、需要が増加しているクロアワビ種苗の放流に取り組みます。また、知名度が向上した本県における海女漁業の魅力を首都圏等でのイベント等を通じて効果的に発信することにより、地域への集客・交流の拡大につなげてまいります。

(参考1) メガイアワビの大型種苗



(参考2) 「海女もん」ロゴマーク (平成26年4月11日付け商標登録)



## (6) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成28年9月15日～平成28年11月20日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 森林保全部会
2 開催年月日	平成28年9月30日(金)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他5名
4 諮問事項	いなべ市地内における林地開発許可申請について
5 調査審議結果	いなべ市地内における林地開発許可申請について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 森林保全部会
2 開催年月日	平成28年10月6日(木)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他3名
4 諮問事項	尾鷲市地内における林地開発変更許可申請について
5 調査審議結果	尾鷲市地内における林地開発変更許可申請について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成28年11月8日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 磯部 由香 他8名出席
4 諮問事項	平成28年度三重ブランド認定について
5 調査審議結果	「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、申請のあった2件(農産加工品1件、水産物1件)についての書類審査(一次審査)を行ったところ、2件ともに1次審査を通過しました。 なお、2次審査は1月以降に実施する予定です。
6 備考	

## 改定の趣旨

平成24年の三重の森林づくり基本計画2012の策定から4年を経過するなかで、森林・林業を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。このため、県民や市町、林業事業者など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、基本計画の見直しを行います。

### 社会情勢の変化

### 見直しにあたってのポイント

## ポイント1 森林の多面的機能を高度に発揮する森林づくりの推進 【基本方針1】

### ◎主伐の減少、再造林による更新困難

- ・現状の木材価格では主伐が進まない
- ・二ホンジカの食害により更新が困難

### ◎間伐実施面積の減少

- ・「伐捨間伐」から「搬出間伐」への転換
- ・森林整備予算の減少

### ◎みえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくりの開始

### ◎水源地域の保全に向けた新たな条例の制定

- ・水源地域内の森林売買の事前届出制度
- ・特定水源地域の保安林指定の推進等

### ◎森林の所有者・境界の不明化が進行

- ・相続等による森林の継承が行われない
- ・森林の境界がわかる人材の減少

○持続的な林業経営や安定的な木材生産のためには、それを支える森林資源の循環利用が重要であり、間伐材の利用推進とともに、主伐の促進と伐採後の確実な更新を進めていく必要があります。

○県の森林整備予算が減少傾向のなかで、間伐実施面積の目標を達成できていない状況です。こうした状況を改善し、計画的に森林整備を進めていくには、国で検討されている森林環境税（仮称）の創設も含め、安定的な財源の確保が必要です。

○大規模な災害が全国各地で頻発しており、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくりを進めていく必要があります。

○三重県水源地域の保全に関する条例に基づく、特定水源地域の保安林指定の推進や公有林化の促進など、公益的機能の維持増進に向けた森林の適正な管理を進める必要があります。

○森林の所有者・境界の不明化は、間伐の手遅れ林分の増加や、施業の集約化に支障をきたすなど、大きな課題となっているため、精度の高い森林情報の整備が必要です。

## ポイント2 林業・木材産業の成長産業化 【基本方針2】

### ◎森林法等の改正、国の新たな森林・林業基本計画の策定

- ・資源の循環利用による林業の成長産業化
- ・原木の安定供給体制の構築

### ◎次代の森林・林業を担う人づくりの機運の高まり

- ・林業大学校の設置に向けた検討

### ◎建築用材（A材）の需要減少と合板用材（B材）・木質チップ原料（C材）の需要拡大

- ・紀伊半島初となる合板工場の立地構想
- ・木質バイオマス発電所の稼働

○森林経営計画制度に基づく更なる施業の集約化や、低コスト生産システムの構築、流通の合理化等による流通経費の低コスト化などにより林業の収益性を高める必要があります。

○住宅着工戸数の減少や、全国的な製材工場の大規模化等により、中小製材工場が多い本県の製材品の価格競争力や供給能力が相対的に低下し、木材需要の減少につながっていることから、本県の木材産業の特徴を生かした建築用材等（A材）の需要拡大を進めていく必要があります。

○三重県林業人材育成方針（仮称）で示す、次代の森林・林業を担う人材の育成に取り組む必要があります。

○県内3箇所木質バイオマス発電所が稼働したことによる、木質チップ原料（C材）の需要や、本県への立地が見込まれる合板工場の大規模な合板材（B材）需要等に対して、原木を安定的に供給できる体制を構築していく必要があります。

## ポイント3 森林・林業を支える社会づくり 【基本方針3、4】

### ◎森林環境教育・木育の推進

- ・みえ森と緑の県民税を活用し、県民全体で森林を支える社会づくりの基本方針のもとで森林環境教育・木育の推進に注力
- ・みえ森づくりサポートセンター」の開設

○森林環境教育や木育の推進、森林と木づくりに関するイベントの開催等を通じて、森林の現状や課題が県民に十分に認識されるとともに、森林の重要性や地域の木材を使うことの意義が広く県民に理解され、森林保全活動への積極的な参加や、地域材の利用促進に繋げていく必要があります。

## 第1章 三重県の森林・林業の特徴

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1)古い歴史のある林業  | (2)民間が主導する形で発展した林業 |
| (3)持続性を重視した林業 | (4)全国に先駆けた林業の展開    |

## 第2章 森林・林業のあるべき姿

### 1 森林のあるべき姿

#### (1)森林の資源活用と公益的機能が調和している

- ・水源かん養、国土保全、生物多様性の保全など、森林が公益的機能を発揮し、県民の生命・財産を守っている。
- ・多様な構造の森林が存在し、森林資源が活用されるなかで、公益的機能が高度、かつ持続的に発揮されている。

#### (2)県民全体で森林を支えるという合意形成が出来ている

- ・森林の持つ公益的機能が自分たちの生命や暮らしを支えているという理解が深まり、森林づくりや木材利用に県民が積極的に参画し、県民全体の支えにより森林が適正に管理されている。

### 2 林業のあるべき姿

#### (1)林業が誇りある産業として、地域を支えている

- ・林業が中山間地域の主要な産業として確立し、林業が担う役割や効果についての県民の理解が進み、林業関係者が誇りを持って働いている。

#### (2)森林環境に配慮しながら、持続可能な林業経営が行われている

- ・森林資源を安定的に供給し、経済的にも収益を確保しながら、森林の持つ公益的機能に配慮した持続的な林業経営が行われている。

#### (3)林業や木材産業の関係者等が連携し、消費者ニーズに対応したビジネスを展開している

- ・林業、木材産業、建築業などの事業者自らが、生産から販売まで意欲的に取り組み、川上から川下までの関係者が連携するなど、ニーズに的確に対応した取り組みが行われている。

#### (4)森林の持つ多様な資源や地域の特色が生かされている

- ・歴史的背景や自然環境、地域の産業などといった地域の特色を生かした林業経営や地域の資源を生かした新しいビジネスが展開されている。

## 第3章 目指す人材像と必要とする能力や資質(検討中)

### 1 目指す人材像

#### (1)将来にわたり森林の価値を高めることができる人材【森林の適正管理】

- ・森林を適正に管理し、森林の価値や機能を高める知識や技術を有した人材

#### (2)戦略的な林業経営が実践できる人材【林業経営】

- ・中山間地域の多様な資源を生かした新たなビジネスの創出など戦略的な林業経営能力を有した人材

#### (3)林業に高い使命感を持ち、広い社会性を備え、意欲的に行動できる人材【社会性】

- ・森林・林業の社会的な役割を理解し、地域の振興に貢献できる資質を有した人材

### 2 必要とされる能力や資質

## 第4章 林業人材育成の基本的な考え方(検討中)

### 1 育成を行う対象者 (既就業者、未就業者等)

### 2 担い手の役割区分に応じた育成方法 (プレーヤー、マネージャー、ディレクター)

### 3 既存の人材育成事業との役割分担 (緑の雇用や民間が行う人材育成等と連携・補完・協創)

### 4 産学官の協力・連携体制

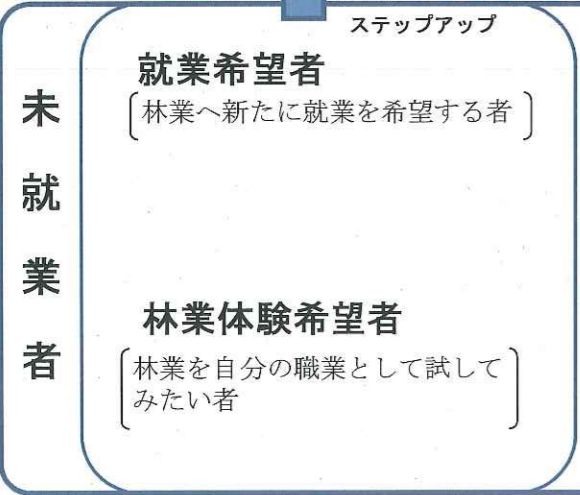
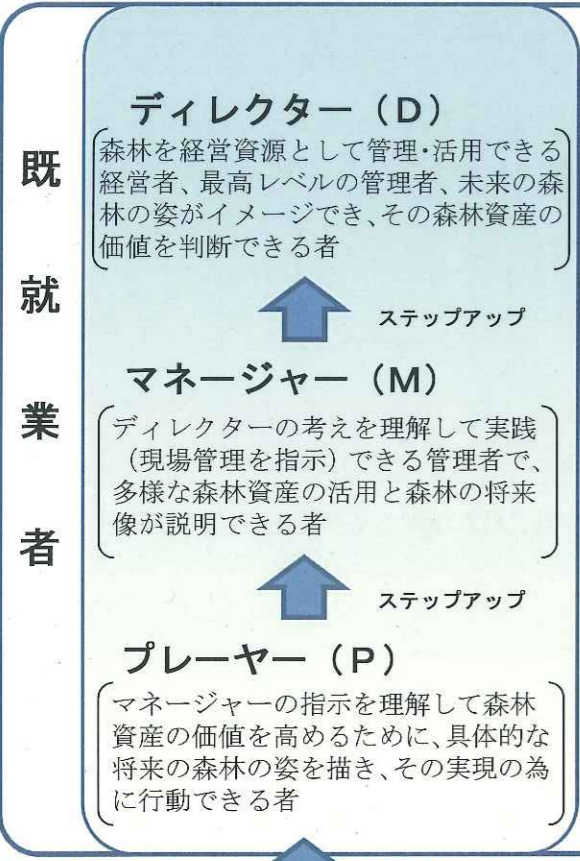
### 5 新たな人材育成体制のあり方 (「みえ森林・林業アカデミー(仮称)」の考え方)

# 三重県林業人材育成のあり方（素案）

（みえ森林・林業アカデミー（仮称））

## 人材育成の対象区分

効果的な人材育成が行えるよう  
役割区分毎に実施



## 既存の育成手法

## 新たに取り組む人材育成

### 働きながら学ぶシステム

**緑の雇用（フォレストマネージャー）**  
複数の現場を統括管理するために必要な知  
識・技術・技能等の習得を図るための集合研修  
【三重県森林組合連合会、農林水産支援センター】

**緑の雇用（フォレストリーダー）**  
担当現場の効率的な運営のために必要な知  
識・技術・技能等の習得を図るための集合研修  
【三重県森林組合連合会、農林水産支援センター】

**緑の雇用（フォレストワーカー）**  
林業への基本的な技術・技能を段階的に習得さ  
せるための研修（1・2・3年目研修）  
【三重県森林組合連合会、農林水産支援センター】

**緑の雇用（トライアル雇用）**  
本格就業前に働き手が仕事や職場に合っている  
か試す、3ヶ月間の就業  
【三重県森林組合連合会、農林水産支援センター】

**民間研修（就業体験等）**  
林業事業体における就職に向けた就業体験や  
NPO等による森林整備等技術研修など。  
【林業事業体やNPOなど】

**民官連携研修**  
自らが積極的に田舎に居住し、森林・林業に関  
わる意欲のある者に向けた林業担い手入門研修  
【NPO、民間企業、三重県】

### ディレクター育成

例えば、高等教育機関と連携して、経営者としての資質等の向上を図ります。

### マネージャー育成

例えば、林業事業体等において経験を積んだ既就業者が、指導者としてステップアップを図ります。

### プレーヤー育成

例えば、三重県の森林・林業の特色や技術を学びつつ、森林・林業の社会的な役割の理解を促し、地域の振興に貢献できる人材の育成を図ります。

### 中山間地域における担い手育成

例えば、自伐型林業や農業等から林業への参入促進など、中山間地域の担い手として育成を図ります。

### 他府県との連携

例えば、他府県林業大学校等と連携し、林業人材の育成を図ります。

### 民官連携研修の充実・強化

例えば、県も参画している民官連携研修の連携を強化して、充実した林業就業研修や中山間地域への移住促進を図ります。

## 目指す人材像

「森林・林業のあるべき姿」を  
実現するために求める人材像

① 将来にわたり森林の価値を  
高めることができる人材  
【森林の適正管理】

② 戦略的な林業経営が  
実践できる人材  
【林業経営】

③ 林業に高い使命感を持ち、  
広い社会性を備え、  
意欲的に行動できる人材  
【社会性】

### コンセプトと基本方針

#### 【コンセプト】

悠久の歴史を刻む伊勢神宮  
人々の営みと自然が織りなす里山里海

#### 【基本方針】

伊勢志摩地域の人々が、国立公園に住むことに意義と誇りを持ち、自発的に魅力ある公園づくりを推進していく

#### 【数値目標】

外国人観光客利用者数  
3.3万人（平成27年）⇒ 10万人（平成32年）



### 取組方針

#### ◆ビューポイント・アクセス道路の環境整備

- 二見浦、答志島、横山園地、登茂山園地、鶺倉園地などの**ビューポイント（重点取組地域）**において**施設のバリアフリー化**を進める。
- 駅や港などの主要交通拠点やビューポイント等の利用拠点を結ぶ**アクセス道路の景観改善**等を進める。

#### ◆多様なサービスの提供

伊勢志摩観光コンベンション機構、民間団体等の協力を得ながら、**エコツアープログラムの開発、周遊型ツアーの開発**など、サービスの向上を図る。

#### ◆まちなみ等の景観改善

自然景観やまちなみ景観を阻害する施設や広告物について、**景観計画の策定等により景観改善**を図る。

#### ◆インバウンド対応のための施設整備

外国人観光客が国立公園を快適に利用できるよう、**標識等の多言語化、施設のバリアフリー化、Wi-Fi無料アクセスポイントの設置**を進める。

#### ◆国立公園への誘導・プロモーション

**ファミトリップの活用やMICEの誘致**など、効果的・効率的な情報発信を行う。

#### ◆人材育成

地域住民が国立公園に住んでいることに意義と誇りが持てるよう、**セミナー、ワークショップ、インバウンドへの対応を強化する研修会を開催**する。

### 具体的な取組

#### ビューポイント・アクセス道路の環境整備

- ◆ビューポイントにおける歩道の整備や施設のバリアフリー化【三重県、各市町（H29～H32）】
- ◆アクセス道路沿線の樹木伐採等による眺望改善【三重県、各市町（H29～H32）】
- ◆タクシー、バス、レンタカー、レンタサイクル等2次交通の検討【交通事業者等（H29～32）】

#### 多様なサービスの提供

- ◆新しいニーズに対応したエコツアープログラムの開発支援【三重県（H29～H31）】
- ◆伊勢志摩エコツーリズム推進協議会の設立支援【三重県、伊勢志摩観光コンベンション機構、エコツーリズム活動団体（H29～H32）】

#### まちなみ等の景観改善

- ◆三重県景観計画、各市町景観計画等に基づく、自然景観やまちなみ景観の保全【三重県、各市町（H29～H32）】
- ◆未利用施設の土地や建物の有効活用を検討する【三重県、各市町、地域住民（H29～H32）】

#### インバウンド対応のための施設整備

- ◆案内板や標識の多言語化【三重県、各市町（H29～H32）】
- ◆Wi-Fi無料アクセスポイントの設置【三重県、各市町（H29～H32）】

#### 国立公園への誘導・プロモーション

- ◆国際会議MICEの誘致【観光事業者、三重県、伊勢志摩観光コンベンション機構等（H29～H31）】
- ◆外国人記者を対象としたファミトリップの誘致【伊勢志摩観光コンベンション機構、各市町（H29～H32）】

#### 人材育成

- ◆ナショナルパーク化のための機運醸成のためのセミナーの開催【三重県（H29～H32）】
- ◆エコツーリズム活動団体とのワークショップの開催【三重県（H29～H32）】
- ◆インバウンド対策の研修会の開催【三重県（H29～H32）】



二次交通の整備



自然体験活動



統一されたまちなみ



バリアフリー観光



MICEの誘致



学生会  
「あばばい」

